

議員提出議案第3号

須賀川市議会基本条例の一部を改正する条例

上記議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成26年12月18日

提出者	須賀川市議会議員	広瀬吉彦
賛成者	同	生田目進
同	同	大越彰

須賀川市議会議長 市村喜雄様

須賀川市議会基本条例の一部を改正する条例

須賀川市議会基本条例（平成16年須賀川市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第1条中「28人」を「24人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。